

# 弘前市新型コロナウイルス 感染症拡大防止対策

実施期間 令和3年9月1日から令和3年9月30日まで

## 1. 市主催のイベント・行事等の開催制限

- 原則中止または延期

## 2. 市有施設の使用制限

- 不特定多数の市民等が使用する市有施設は原則休止
- 令和3年9月30日までの新たな予約受付は、休止対応の実施期間にかかわらず、速やかに中止
- 既に予約済みのもので、利用者側で中止・延期等の見直しが困難なものは市（施設管理者）及び利用者において万全の対策を講じたうえで実施

## 3. 市立小中学校の対応

- 児童生徒や同居家族に風邪症状がみられる場合に休ませることの徹底
- 学校行事等の原則中止・延期
- 部活動の禁止

## 4. 市民の皆様へのお願い

- 基本的感染防止対策の徹底
  - 県外との往来の自粛
  - 県内感染拡大地域との往来自粛
  - 不要不急の外出抑制
- (外出する場合は最低限の人数で)

## 5. 関係団体との連携による注意喚起

- 体調不良の方がいる場合は休みを取らせる環境づくり
- 出張等での県外、県内感染拡大地域との往来の自粛
- 在宅勤務・テレワーク等の推進

感染拡大を抑え、医療提供体制の崩壊を避けるためには、

出来るだけ人同士の接触を減らすことが重要です。

そのためには、市民の皆様おひとりおひとりのご協力が必要です。  
市民一丸となってこの難局を乗り越えるため、ご理解とご協力を  
お願ひいたします。